

低炭素建築物認定手数料表

内容	法第53条第1項(認定申請) (適合証を添付した場合)	法第53条第1項(認定申請) (適合証の添付が無い場合)
	一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	
誘導仕様基準で評価した場合	5,000	18,000
標準計算方法で評価した場合	5,000	34,000
共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅)又は複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の住宅部分		
誘導仕様基準で評価した場合		
床面積が300㎡未満	9,000	34,000
床面積が300㎡以上2,000㎡未満	20,000	59,000
床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000	107,000
床面積が5,000㎡以上	83,000	162,000
標準計算方法で評価した場合		
床面積が300㎡未満	9,000	71,000
床面積が300㎡以上2,000㎡未満	20,000	120,000
床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000	204,000
床面積が5,000㎡以上	83,000	293,000
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物(人の居住の用以外の用に供する建築物)		
モデル建物法で評価した場合		
床面積が300㎡以下	9,000	89,000
床面積が300㎡を超え1,000㎡以下	16,000	112,000
床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下	26,000	150,000
床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下	77,000	243,000
床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下	122,000	318,000
床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下	154,000	382,000
床面積が25,000㎡を超えるもの	192,000	448,000
標準入力法等で評価した場合		
床面積が300㎡以下	9,000	231,000
床面積が300㎡を超え1,000㎡以下	16,000	290,000
床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下	26,000	369,000
床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下	77,000	524,000
床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下	122,000	642,000
床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下	154,000	756,000
床面積が25,000㎡を超えるもの	192,000	863,000

法第55条第1項(変更申請)の場合は、上記の認定申請手数料の半額となります